

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

ナバ開発株式会社では女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 令和 8 年 6 月 1 日～令和 13 年 5 月 31 日(5 年間)

2. 内容

目標 2 : フルタイム従業員の月平均所定時間外労働時間30時間以下に削減する。

〈対策〉

令和 8 年 6 月～ ①36 協定における一般条項での時間外労働時間数を周知する。

令和 8 年 9 月～ ②対象となるフルタイム従業員の月ごとの平均所定外労働時間を把握し、事前に長時間労働となる恐れがあるスタッフに対し、所属長を通じ業務調整を行う。

令和 8 年 12 月～ ③管理職についても、長時間労働者に対し業務指導を行う。

以上